

産業基盤強化推進特別委員会 次第

平成30年8月6日(月)
午前10時00分～
於：第1委員会室

西川委員（欠席）

1 開 会

2 委員長挨拶

3 出席を求める理事者等について

4 委員会の運営について

5 事務分掌について

6 案 件

当面の諸課題について

7 閉 会

中野委員；郡山地内工業団地の問題点

- ・デベロッパーが見つからない。
- ・地元地権者は了解している。
- ・調整区域の法的問題点
- ・タイムスケジュールは？

清水；祝初施設について、今般、王寺町で東横インと合意 今後の県内動向は？

桜井市 ルートイン、法隆寺門前でも
3年以内に市町村関連で900室が増加予定

ホテル誘致などで、固定資産税など減免を行われる。 この税収減
に対する、補てん対策はあるか？

地域未来促進法の対象事業であれば・・・

委員長；政策検討会議で県民との意見交換を行うのは委員会単位となっている。

→ 来年度以降で良いか？

おおすが 大須賀 都市計画 室 長	にしむら 西 村 地域交通 課 長	まつだ 松 田 道路建設 課 長	うめの 梅 野 知事公室審議官 (漢方のりか推進プロジェクト、 企業立地、統合本部担当) 兼産業・雇用 振興部次長	なかがわ 中 川 産業・雇用振興 部 長	まえの 前 野 産業振興総合 センター所長	みうら 三 浦 産業政策 課 長	みのわ 箕 輪 企業立地 推進課長	はつとり 服 部 担い手・農地 マネジメント課長

委員 長	産業基盤強化推進特別委員会 座席表 (第1委員会室)				委員 長
議	委 員 長	副 委 員 長	副 委 員 長	事 務 局 長	

平成30年8月6日

委員会の所管事項及び出席を求める理事者

産業基盤強化推進特別委員会

所 管 事 項	調 査 並 び に 審 査 事 務	常 時 出 席 を 求 め る 理 事 者
産業基盤の強化に関すること	1 県内産業の育成に関すること 2 企業誘致の推進に関すること 3 産業育成・企業誘致に向けた基盤整備に関すること	産業・雇用振興部長、知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト、企業立地、統合本部担当）兼産業・雇用振興部次長、産業振興総合センター所長、産業政策課長、企業立地推進課長 担い手・農地マネジメント課長 道路建設課長、地域交通課長 都市計画室長

(注) 各特別委員会では所管事項に係る「奈良モデル事業」の調査・審査にあたり、奈良モデル事業を統括している部局長等に出席を求めることができる。

委員会等に関する申し合せ事項

(平成二十九年七月十三日県議会正副委員長会議最終改正)

一 委員会に関する申し合せ事項

- (1) 各委員会は、事情止むを得ない場合を除き、委員会室を使用することとし、開会時刻を励行すること。
- (2) 各委員会は、原則として月一回開催すること。
- (3) 常任委員会と、特別委員会の所管事項の取り扱いについては、常任委員会は、委員会条例に規定する各事項を総括的に所管するものであるが、特別委員会の所管事項（請願及び陳情を除く。）に関しては、常任委員会では、報告又は資料配布のみにとどめ、調査並びに審査は行わないものとする。
- (4) 委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内において行うことを原則とし、審査結果の報告は、付託議案についてのみ行い、採決にあたって委員から開陳のあつた議案（請願を含む）に対する反対意見の要旨は本会議で反対討論を行わない場合のみ記載するものとする。
- (5) 県外調査は、年一回を原則とする。
- (6) 県内調査は、予算の範囲内で実施する。ただし、(5)(6)の申し合せをこえて実施しようとするときは、事前に議長と協議し、その承認を得ること。
- (7) 委員が、自己の所属する委員会の用務で出張しようとするときは、委員長に申し出ることとし、委員長は議長の承認を得た後、当該委員に通知すること。
- (8) 委員会又は、委員が出張したときは、帰庁後すみやかに復命書を、議長あてに提出すること。
- (9) 県政記者クラブ加盟の各社の取材及び写真・テレビ撮影は記者席で行うものとする。なお、記者席以外の場所からの写真・テレビ撮影については、事前に委員長の承認を得ること。
- (10) 県政記者クラブ非加盟の報道関係者が行う取材・写真及びテレビ撮影については、一般傍聴者として取り扱うものとする。
- (11) 前記(9)及び(10)に関して特別の事情が生じた場合は、委員長が委員会に諮つて決定する。

二 その他

- (1) 委員会において、政府並びに関係行政機関に要望することとなつた事案については、議会運営委員会に申し出て、地方自治法第九十九条に基づく意見書又は要望決議の手続きをとること。
- (2) この申し合せのうち必要なものについては、予算並びに決算審査特別委員会に準用する。

口頭申し合せ事項

一、委員が病気その他やむを得ない事由により委員会に出席できないとき、又は定刻までに出席できないときは、事前に委員長（又は担当書記）にその旨を連絡すること。

二、委員会での発言は、身体上の理由により、特に委員長が許可した者を除き、すべて起立のうえ行うものとすること。

三、委員会の品位を重んずるため、委員は上着ネクタイを着用し、議員記章をはい用すること。

ただし、まほろばエコスタイル期間中は、暑さをしのぎやすい軽装とし、信用と品格を損なわず、暑苦しさや不快感を感じさせない清潔感のあるものとする。なお、ノー上着の場合、議員記章をはい用しないことを可とすること。

なお、女性議員については、右に準ずること。

四、委員会は禁煙とすること。

特別委員会の設置等に関する申し合わせ

<平成23年2月22日各派承認>

1 設置の基準

県政の重要な事件を審査・調査等するため、次のいずれかの基準を満たす場合に、特別委員会を設置することができる。

- ① 事件が、2以上の常任委員会の所管に属するもの。
- ② 事件が、特に、重要なもので、集中的に審査する必要があるもの。
- ③ 事件が、政治的に重要なもので、一の常任委員会の負担を超えるもの。
- ④ 100条調査権を行使するためのもの。
- ⑤ 会議規則第80条(資格決定の審査)及び同規則第87条(懲罰動議の審査)に係るものほか法令上設置を必要とするもの。

2 審査・調査の期間及び成果の報告

- ① 審査・調査の期間は、設置時に定めるものとし、原則として2年間とする。(会議規則第39条第1項)
ただし、この期間内に付託された事件の審査・調査を終わることができない場合には、本会議での議決により、審査・調査期間を1年間延長することができるものとする。(会議規則第39条第2項)
- ② 当該審査・調査期間ごとの終了時には、その成果を本会議で報告するものとする。
- ③ 議長は、審査・調査が終了したときは、本会議で審査・調査終了の宣告を行うものとする。

3 委員等

(1)委員の定数

- ・ 各委員会の定数は、本会議での議決により、これを定める。
(委員会条例第5条第2項)

(2)委員等の選任

- ① 委員長、副委員長及び委員は、本会議において、議長の指名推薦により選任する。ただし、委員は、閉会中においては、議長が選任することができる。(委員会条例第6条第2項)
- ② 議長は、閉会中に委員を選任したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。
(委員会条例第6条第4項)
- ③ 議長については、その職にある間は、委員に選任しないものとする。
- ④ 委員は、他の特別委員との重複を妨げない。ただし、当該委員会の定数を超えることはできない。

(3)委員等の任期

- ① 委員は、委員会に付議された事件が審議されている間、在任する。(委員会条例第5条第3項)
- ② 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 委員会の運営方法等

(1)委員会運営

- ① 委員会は、委員長が招集する。(委員会条例第8条)
- ② 委員会は、委員の定数の2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。(委員会条例第11条)
- ③ 委員会は、議員相互間の討議の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。(基本条例第8条第1項)
- ④ 委員会は、県の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。(地自法第109条第5項引用同法第115条の2第2項)

(2)知事等の出席

- ① 委員長は、地方自治法第121条の規定に定める者(知事その他行政委員長等)及びその部局の職員に対し、説明のため出席を求め必要な説明書の提出を求めることができる。(委員会条例第18条)
- ② 委員会は、関係部局長等から常時出席する部局長等を、委員会設置後の最初に開催される委員会(初度委員会)において定めるものとする。
- ③ 委員は、常時出席する部局長等以外の関係部局長等の出席を求める場合、事前に委員長に申し入れるものとし、委員長は、当該部局長等の出席についての調整を行うものとする。

今後の委員会の運営について

【産業基盤強化推進特別委員会】

1 所管事項及び調査・審査事務について

(所管事項) 産業基盤の強化に関すること

(調査・審査事務) 1 県内産業の育成に関すること

2 企業誘致の推進に関すること

3 産業育成・企業誘致に向けた基盤整備に関すること

2 議論の方向について

- ① 人材育成・事業承継について
- ② 販路拡大・研究開発支援について
- ③ 産業振興について
- ④ インフラ整備について
- ⑤ 土地利用のあり方について

3 委員会の運営について

- ① 平成31年2月定例会までに調査・審査の成果のとりまとめ
- ② 委員間討議による議論
- ③ 必要に応じて、委員のみによる委員会の開催

※ 特別委員会の設置等に関する申し合わせ

4 当面のスケジュール（案）

日 程	協 議 事 項
初度委員会	・委員会の今後の運営の確認 ・県内調査の実施
9月定例会	・現状把握 ・課題整理の議論
11月定例会	・委員長報告骨子案の検討
平成31年 2月定例会	・委員長報告書案の検討 ・委員長報告

産業基盤強化推進特別委員会（初度委員会）資料

平成 30 年 8 月

事務分掌表

産業・雇用振興部
農林部
県土マネジメント部
まちづくり推進局
(本庁)

目 次

(本 序 分) (頁)

産業政策課	1
産業総合振興センター	2
企業立地推進課	4
担い手・農地マネジメント課	5
道路建設課	6
地域交通課	7
都市計画室	8

産業・雇用振興部長 知事公室審議官(漢方のメカ推進 プロジェクト・企業立地・統合本部担当) 産業・雇用振興部次長(兼)	中川 谷 介 (内線 3500)
産業振興総合センター所長	梅里 里子 牙佳 昭 (内線 3550)
産業・雇用振興部次長 (産業振興総合センター創業・経営 支援部長事務取扱)	育行 里子 孝久 (電話 0742-33-0817)
	榎井 博 (電話 0742-33-0817)

産業政策課

役職名	係名及び係長名	所掌事務
産業政策課長 三浦 康生 (電話 3560)	産業政策推進係 (電話 3583-3584・ 3554-3555-3564 ・3599) (ダイヤルイン 0742-27-7005)	1 産業政策の企画・立案及び推進に関すること 2 奈良県経済産業雇用振興会議に関すること 3 産業関連統計の調査及び分析に関すること (他課の所掌に属するものを除く。) 4 (公財)奈良県地域産業振興センターに関すること 5 中小企業の経営革新に関すること 6 クラウドファンディング活用支援に関すること 7 海外展開促進体制強化に関すること 8 予算・決算、その他庶務に関すること
課長補佐 奈良 英彦 (総務・産業政策 推進担当) (電話 3582)	係長 和田 元樹	
課長補佐 三橋 正典 (新産業創出 担当) (電話 3581)	新産業創出係 (電話 3566-3567) (ダイヤルイン 0742-27-8814)	1 漢方のメカ推進プロジェクトに関すること 2 新産業創出に関すること 3 研究分野統合本部に関すること 4 なら農商工連携ファンドに関すること 5 (一社)奈良経済産業協会に関すること
	係長(兼) 三橋 正典	

産業振興総合センター

役職名	係名及び係長名	所掌事務
所長 前野 孝久 (電話 0742- 33-0817)	経営革新係 係長 滝倉 獢	1 企業の創業・経営支援に関すること 2 奈良起業家創出促進事業に関すること 3 ビジネスインキュベータの運営に関すること 4 国内販路開拓支援に関すること 5 海外販路開拓支援に関すること 6 高付加価値獲得支援補助事業に関すること 7 事業承継支援に関すること 8 経営承継円滑化法に基づく事務に関すること 9 予算・決算、人事、会計経理及び庶務に関すること 10 土地・建物及び物品の保管に関すること
参与 村上 伸彦		
産業・雇用振興部次長 創業・経営支援部長事務取扱 樹井 博		
経営支援課長 栗田 晃治	県内消費推進係 係長 西 宏之	1 商業・サービス産業振興支援に関すること 2 中小商業の活性化に関すること 3 奈良ブランドに関すること 4 伝統的工芸品産業の振興に関すること 5 大規模小売店舗立地法に関すること 6 空き店舗流動化に関すること 7 首都圏SPA実践支援補助金に関すること 8 運輸事業振興助成交付金に関すること 9 (仮称)国際芸術家村に関すること
商業・サービス産業課長 稻葉 水穂		
生活・産業技術研究部長 浅野 誠	研究支援係 係長 木田 裕之	1 技術施策に係る企画・立案に関すること 2 技術施策に係る執行管理及び関係機関との連絡調整等に関すること 3 工業技術関係の広報、情報収集、提供、調査等に関すること 4 工業に係る知的財産権に関すること 5 产学連携事業・研究に関すること 6 地域イノベーション創出支援に関すること 7 技術人材の育成に関すること 8 産業振興総合センター100周年記念事業に関すること
研究支援室長 (兼) 浅野 誠		
計量検定室長 吉田 英弘	計量係 係長(兼) 吉田 英弘	1 計量関係事業の登録に関すること 2 計量管理及び計量士に関すること 3 計量器の検定及び基準器検定に関すること 4 計量器等の定期検査に関すること 5 立入検査、その他事業者指導に関すること 6 計量思想の普及啓発に関すること

産業振興総合センター

役職名	係名及び係長名	所掌事務
機械・計測・エネルギーグループ 統括主任研究員 三木 靖浩	機械・計測・エネルギーグループ 総括研究員 澤島 秀成	1 中期研究開発方針・重点研究テーマに係る研究推進に関する事 2 受託共同研究開発の推進に関する事 3 無機系、金属材料及びエネルギー関連材料の特性、物性及び応用に係る相談、指導、試験及び研究に関する事 4 表面改質技術及び応用に係る相談、指導、試験及び研究に関する事 5 機械計測、音、振動及びひずみの測定、解析技術に係る相談、指導導、試験及び研究に関する事 6 デザイン関連技術に係る相談、指導、試験及び研究に関する事 7 環境保全技術に係る研究・相談に関する事
バイオ・食品グループ 統括主任研究員 清水 浩美	バイオ・食品グループ 総括研究員 大橋 正孝	1 食品材料及び製品の製造・加工技術に係る研究・指導に関する事 2 食品材料及び製品の品質評価に関する事 3 食品材料及び製品の特性・分析試験及び微生物試験に関する事 4 食品衛生管理指導に関する事 5 環境保全技術に係る研究・指導に関する事
繊維・毛皮革・高分子グループ 統括主任研究員 植村 哲	繊維・毛皮革・高分子グループ	1 繊維素材及び製品の製造・加工技術に係る研究・指導に関する事 2 繊維素材及び製品の品質評価に関する事 3 繊維素材・製品の特性・物性及び分析試験に関する事 4 毛皮・皮革のなめし加工技術に係る研究・指導に関する事 5 毛皮・皮革素材及び製品の品質評価に関する事 6 毛皮・皮革の特性・物性及び分析試験に関する事 7 高分子材料及び製品の製造、加工技術に係る研究・指導に関する事 8 高分子材料・製品、有機工業材料・製品の特性・物性及び分析試験に関する事 9 環境保全技術に係る研究・指導に関する事
IoT推進グループ (兼) 浅野 誠	IoT推進グループ 総括研究員 林 達郎	1 電気電子、電磁環境適合性、ワイヤレス、IoT関連技術に係る相談、指導、試験及び研究に関する事 2 中期研究開発方針・重点研究テーマに係る研究推進及び指導に関する事 3 IoT関連技術に係る受託共同研究開発の推進に関する事 4 IoT関連技術に係る相談、指導、試験及び研究に関する事 5 環境保全技術に係る研究推進及び指導に関する事

企業立地推進課

役 職 名	グループ名及び グループリーダー名 (係名及び係長名)	所 掌 事 務
企業立地推進課長 箕輪 成記 (電話3580)	企業誘致係 (電話3565・3568 ・3588) (ダイヤルイン 0742-27-8813)	1 県外企業の誘致に関する事 2 地域未来投資促進法に関する事 3 企業立地優遇制度に関する事 4 企業情報の収集・整備に関する事 5 予算・決算、その他庶務に関する事 6 他の係に属さない事
企業立地コンシェルジュ 中村 光男 (電話3562)	係長 鈴木 常太	
課長補佐 (企業誘致・企業 立地支援担当) 宮崎 聖 (電話3585)	企業立地支援係 (電話3563・3586 ・3589) (ダイヤルイン 0742-27-8872、 0742-27-8819)	1 県内企業の立地促進、フォローアップに関する事 2 立地しやすい環境整備の推進に関する事 (規制緩和、産業立地拠点の整備等) 3 工場立地法に関する事(立地動向調査、適地調査含む) 4 用地情報の収集・整備に関する事 5 工業団地運営協議会に関する事 6 その他産業施設の誘致に関する事
主任調整員 (ホテル・産業施 設誘致担当) 小鳩 久男 (電話3587)	係長 森田 英樹	

扱い手・農地
マネジメント課

役職名	係名及び係長名	所掌事務
扱い手・農地 マネジメント 課長	農地マネジメント係 電話4025・4026・ 4027 (ダイヤルイン 0742-27-7615) 主任調整員 藤田 修一	1 農地有効活用事業に関すること
課長補佐 伊村 孝信 <企画、農地マネジメント担当> (電話4021)	農地調整係 電話3873・3872・ 3870 (ダイヤルイン 0742-27-7412)	1 農地法に基づく許可事務に関すること 2 県農業振興地域整備基本方針の変更及び農業振興地域の指定(変更)に関すること 3 市町村農業振興地域整備計画の変更協議に関すること 4 県都市計画決定等に係る土地利用調整に関すること
課長補佐 堀川 雅弘 <農地調整、農地管理担当> (電話3864)	係長 豊岡 健士	

道路建設課

役職名	係名及び係長名	所掌事務
道路建設課長 松田 浩之 (電話 4107)	総務契約係 (電話 4135・4137・4138) (ダ'ヤルイン 0742-27-7493)	1) 予算及び決算に関する事。 2) 工事の契約・経理に関する事。 3) 直轄道路負担金に関する事。 4) 訴訟事務に関する事。 5) 本課契約(用地補償費)に関する事。
主幹兼課長補佐 志村 清 (事業調整担当) (電話 4131)	係長 吉田 浩之	
主幹兼課長補佐 安井 広之 (事業担当) (電話 4146)	道路政策係 (電話 4143・4144・4145) (ダ'ヤルイン 0742-27-7495)	1) 道路の中長期計画に関する事。 2) 広域的な道路計画の調整に関する事。 3) 地域高規格道路に関する事。 4) 行政評価に関する事。 5) 沿道施策に関する事。 6) 道路政策の要望に関する事。
課長補佐 大久保 博 (道路政策担当) (道路計画担当) (電話 4141)	係長 小山 正人	
課長補佐 山本 恒之 (総務契約担当) (電話 4136)	道路計画係 (電話 4143・4144・4145) (ダ'ヤルイン 0742-27-7495)	1) 事業化の計画・調整に関する事。 2) 道路事業の事前評価に関する事。 3) 渋滞解消推進計画に関する事。
	係長 杉本 勝哉	
	事業第一係 (電話 4147・4148・4149) (ダ'ヤルイン 0742-27-7498)	1) 奈良・郡山・高田・中和土木事務所管内の事業に関する事。 2) 県事業(交付金)及び県単事業に関する取りまとめ調整に関する事。 3) 事業中箇所の進捗管理・計画変更に関する事。 4) 代行事業・受託事業に関する事。 5) 道路事業の事業中評価に関する事。 6) 本課契約(用地補償費を除く)に関する事。 7) 総合評価方式入札・低入札価格調査に関する事。
	係長 藤井 啓治	
	事業第二係 (電話 4147・4148・4149) (ダ'ヤルイン 0742-27-7498)	1) 宇陀・吉野・五條土木事務所管内の事業に関する事。 2) 県事業(補助・交付金)及び県単事業、市町村道事業(交付金)に関する取りまとめ・調整に関する事。 3) 事業中箇所の進捗管理・計画変更に関する事。 4) 代行事業・受託事業に関する事。 5) 道路事業の事業中評価に関する事。 6) 本課契約(用地補償費を除く)に関する事。 7) 総合評価方式入札・低入札価格調査に関する事。
	係長 松田 憲明	
	事業調整係 (電話 4132・4133・4142) (ダ'ヤルイン 0742-27-7494)	1) 直轄道路事業との調整に関する事。 2) 京奈和自動車道建設の推進に関する事。 3) 西日本高速道路株との調整に関する事。 4) 奈良県道路公社に関する事。
	係長 中井 哲士	

地域交通課

役職名	係名及び係長名	所掌事務
地域交通課長 西村 和也 (電話4163)	リニア推進係 (電話4165・4185) (ダイヤルイン 0742-27-8102) 係長 石川 晋也	1) リニア中央新幹線の建設促進に関する こと 2) 奈良県ヘリポート利用促進のための施 策立案に関すること 3) 関西国際空港の建設・利用促進に関す ること 4) 自動車運転代行業に関すること
課長補佐 人見 達哉 (電話4164)	交通戦略係 (電話4166・4188) (ダイヤルイン 0742-27-8939) 係長 川村 俊	1) 奈良県地域交通改善協議会の運営に関 すること 2) 奈良県公共交通基本計画に関すること 3) 奈良県地域公共交通網形成計画に関す ること 4) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保 事業に関すること 5) 奈良交通との連携協定に関すること 6) 安心して暮らせる地域公共交通確保事 業に関すること 7) 地域公共交通活性化協議会(市町村 等)に関すること 8) 鉄道の総合企画に関すること 9) タクシー事業に関すること 10) 外国人観光客受入環境整備促進事業に 関すること

都 市 計 画 室

役 職 名	係 名 及 び 係 長 名	所 掌 事 務
都市計画室長 大須賀 芳雄 (電話 4313)	土地利用係 (電話 4321-4340) (ダイヤルイン 0742-27-7520)	1) 都市計画区域に関すること 2) 都市計画区域マスター・プランに関すること 3) 市街化区域と市街化調整区域との区分に関する こと 4) 地域地区に関すること(他課・他係に属するも のを除く) 5) 都市施設に関すること(他課・他係に属するも のを除く) 6) 工業ゾーン創出プロジェクトに関すること
室長補佐 八田 譲 (電話 4314)	係長 堂崎 浩平	
室長補佐 井ノ上 雅光 <総括> (電話 4312) 地域デザイン推進課と兼務		

参考資料

県内調査における県民との意見交換について

昨年10月の政策検討会議で、今後の当会議の運営方針の一つに「県民からの意見聴取方法についての検討」が盛り込まれたことから、本年2月に、このことについて検討。

1. 広聴事業の基本理念

- ・議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努めるものとする。 (議会基本条例第2条第2項)
- ・議員は、県民の代表として、県民の信託にこたえるため、県政の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させられる責務を有する。 (議会基本条例第3条)

2. 政策検討会議の結果

- ・委員会単位で住民や団体等との意見交換会を行う。
- ・開催テーマや意見交換対象者の選定など、実施に向けての課題があることから、実施可能な常任・特別委員会に試行検討を依頼する。

3. 兵庫県の実施事例

- ・常任委員会の管内調査における県民との意見交換を実施

健康福祉常任委員会(委員長: 伊藤 傑)

- (1) 日 時: 平成29年9月7日(木) 10:00~ 11:50
※ 10:00~ 10:30 施設見学
※ 10:40~ 11:50 意見交換
- (2) 団体名: 明石市、明石ろうあ協会、明石市視覚障害者福祉協会、明石市障害当事者等団体連絡協議会、パピオスあかし共栄会
- (3) 場 所: パピオスあかし5階 多目的ルーム
明石市大明石町1-6-1
- (4) 内 容: 明石市「手話言語・障害者コミュニケーション条例」について
— 経緯と取組 —